県税に関する申告期限等の取扱いについて

令和４年４月15日（金）まで、簡易な方法で申告期限等の延長が可能です。

新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告等をすることが困難な方については、国税における申告所得税と同様に、４月15日（金）までの間、「新型コロナウイルスによる申告期限延長申請」と申告書等の余白に記入していただくことで、申告期限等の延長を申請することができることとします。

対象となる申告等

（１）　個人事業税の申告（※1）

（※1）所得税の確定申告をした方、住民税の申告書を市町村に提出した方は申告不要です。

（２）　農地等の生前一括贈与に係る不動産取得税の徴収猶予の申請及び届出

（３）　過疎法等に係る不動産取得税（※2）の課税免除申請

（※2）個人が取得したものに限ります。

申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限等については、国税庁のホームページをご確認ください。

https://www.nta.go.jp/index.htm（国税庁ＨＰ）